

## 第 14 回『「伝統と先端と」～日本の地方の底力～』に係る業務委託仕様書

### I 業務委託の目的

一般財団法人自治体国際化協会パリ事務所（以下「クレアパリ」という。）は、第 14 回『「伝統と先端と」～日本の地方の底力～』において、パリ日本文化会館および地方展会場で開催する展示販売に関する業務等について、専門性を有する業者に委託することにより、効率的に事業を実施する。業務委託の受託者（以下、「受託者」という。）は、展示・販売等にかかる業務を受託し、効率的かつ円滑に実施する。

### II 全体概要

- 1 事業名 第 14 回『「伝統と先端と」～日本の地方の底力～』  
仏名：《Synergies entre tradition et modernité - l'artisanat local japonais à la pointe de l'innovation》 - 14e édition
- 2 実施主体 一般財団法人自治体国際化協会パリ事務所（クレアパリ）
- 3 開催場所 ①パリ会場：パリ日本文化会館（地上階ホール他）  
住所：101 bis Quai Jacques Chirac, 75015 Paris  
②地方会場：コルマール見本市会場(出展ブース)  
住所：Av. de la Foire aux Vins, 68000 Colmar
- 4 開催日 ①パリ会場：令和 8 年(2026 年) 11 月 24 日(火)～12 月 5 日(土)  
②地方会場：令和 8 年(2026 年)11 月 6 日(金)～11 月 8 日(日)  
※設営・撤去・輸送等に要する期間として別途 1～2 日を見込む。
- 5 事業内容
  - ・伝統産業工芸品の展示・販売
  - ・伝統技術が利活用されている事例等の紹介
  - ・職人によるワークショップ等企画イベント
- 6 事業目的
  - ・フランス・欧州に向けて、「衣食住」をテーマとし、日本の地方に根付いた伝統産業技術にスポットを当て、現代の生活にモダンに取り入れられている製品や、そうした技術が他分野の先端産業に効果的に活かされている製品を展示し、日本の地方が持つ知られざる先端技術を効果的に発信するとともに、テストマーケティングの機会として活用する。
  - ・フランスにおいて地方の魅力を発信する日本の地方公共団体を支援する。
  - ・具体的には、地方の魅力を発信するため伝統産業工芸品の展示販売の機会を提供することにより、自治体を通じて本事業に参加する事業者のテストマーケティングとして活用できる場とする。

- ・ 出展品に息づく地方の魅力（歴史、生活・文化、価値観など）を肌で感じることが  
 ができる機会として職人等によるワークショップ等の企画イベントを実施する。  
 展示販売とも連動し、観光振興や文化発信の取り組み等地方の魅力を効果的な発信  
 を支援する。

## 7 クレアパリ委託内容

パリ展及び地方展における展示販売業務等を委託する。

(イメージ：太枠部分が委託部分)

パリ展	展示販売	設営 11/23	パリ日本文化会館 (地上階ホール：約 100 m <sup>2</sup> ) 11/24-12/5 ※11/24 ヴェルニサーージュ予定 (レセプションルーム)	撤去 12/5
	ワークショップ等 企画イベント		パリ日本文化会館 (教室等) 11/24-12/5	
地方展	展示販売	設営	コルマール見本市会場 (出展ブース：約 90 m <sup>2</sup> ) 11/6-11/8	撤去

※上記図表は現段階での予定であるため、実施に際しては、関係各所と協議の上、調整を行うこととする。

※ワークショップ等企画イベントについては、各参加自治体を実施する。ただし、  
 ①参加自治体が有料で企画イベントを実施する場合、会場が受領した参加収入の同額を謝金として受領のうえ、TVA 等の適切な処理、差し引きを行った上で、各参加自治体に支払うこと。②企画イベントの実施に当たり参加自治体が通訳配置を希望する場合、参加自治体と調整し適切な人材を必要に応じ斡旋すること。③企画展の広報媒体（パリ日本文化会館プロシユア、HP、プレスリリース、リーフレット等）に企画イベントの予定等の内容を記載することは、本委託業務に含めることとする。

※出展品等のフランスへの搬送、会期終了後の日本への出展品等の返送は当委託業務に含むこととする。

※なお、出展品等は日本の自治体（又は事業者）が提供し、日本とフランスの間の輸送料等は各自自治体（又は事業者）が負担する。

## Ⅲ 履行期間

契約締結の日から令和 9 年（2027 年）年 3 月 3 1 日（水）までとする。

## IV 業務内容

### 1 パリ会場（パリ日本文化会館）での展示販売に関する業務

#### (1) 総合オーガナイズ、空間演出、デザイン、会場設営・撤去

- 一 事業目的及び事業コンセプトや規模等を総合的に勘案した最適な空間演出となるよう考慮すること。
- 二 「衣食住」がテーマとなることを踏まえ、日本とフランスの文化の差異を考慮した上で、出展品の魅力、価値を最大限に伝えつつフランスの文化における用途を提案するなどの工夫をこらすこと。
- 三 前二号に基づく運営計画書（会場レイアウト含む）及び工程表を作成し、会場が指定した期日までに会場指定の方法で提出すること。また、運営計画書、工程表の作成にあたっては、クレアパリと十分調整すること。
- 四 期間中の設営・撤去等企画展開催に関して、会場管理者と十分、連絡調整、協議すること。また、クレアパリの承認を得た上で、会場設営を行うこと。
- 五 出展品等が盗難等にあわれないような会場レイアウト・運営とすること。
- 六 展示会場における来場者の安全に十分配慮し、動線の確保をはじめ、安全・安心な展示販売が実施できるような会場レイアウト・展示台を実現すること。
- 七 期間中の展示に係る傷害及び破損・盗難を含めた賠償責任について、保険に加入するなど適切に対応すること。

#### (2) 参加自治体（又は事業者）の支援

- 一 クレアパリと協議の上、当企画展の趣旨に沿った出展品となるよう、フランスの市場を踏まえた商品選定、販売数量見込み、販売価格の設定、販売に際し必要な証明書などの観点から、参加自治体（又は事業者）に知見を活かしたアドバイスをを行うこと。

#### (3) タイトル、コンセプト等の全体出展品案内板の作成

- 一 会場正面の壁等を使用した出展タイトル、ロゴ、コンセプト、写真等を印刷したカバーのデザイン、作成・印刷、会場への配達、設営をすること。
- 二 展示タイトル（期間含む）のカットニングシートの作成、設置（1枚程度、会場の玄関等に設置）をすること。⇒横幅 162cm 程度

#### (4) 全参加自治体の位置図の作成

- 一 全参加自治体の位置が分かる日本地図を作成し、会場内に掲示すること

#### (5) 展示台等の必要備品の手配

- 一 会場で使用する陳列什器（展示台等）のレンタル等による手配及び会場への配達、設営、装飾をすること。  
⇒120cm×90cm 程度の展示台×30 自治体程度（予定）＋パンフレット配架台
- 二 出展品（特に高価なものや刃物類）を保護するためのカバー、トルソー（衣類関係等）のレンタル等による手配をすること。  
※必要備品については、会場により借用可能なものもあるため、出展品確定後に調整をすること。

- 三 会場内に在庫販売品の保管スペースを設け、厳重に管理すること。
- (6) 展示台毎の表示ツールの作成、印刷等
- 一 参加自治体毎に出展品 PR パネル等のデザイン、作成・印刷、会場への配達、設営をすること。 ⇒ 1自治体あたり 65cm (H) × 50cm (W)程度
  - 二 パネル等には各参加自治体の地理的位置がわかる表示をすること。
  - 三 出展品名ラベルを作成・印刷、会場への配達、設営をすること。
- (7) 説明員の配置等
- 一 日本の伝統産業技術に詳しく、フランス語で適切に説明ができる説明員を各日、会場に最低1名配置すること。
  - 二 説明員は来場者の感想、意見等を取りまとめフィードバックすること。感想等については参加自治体の事業者毎に作成すること。その際、事業者の出展品に対する来場者の感想、意見等についても具体的に言及すること。
  - 三 毎日、営業時間終了後に出展品の数を確認し、クレアパリ職員に報告すること。
- (8) 企画展期間中の運営管理
- 一 企画展期間中は、必要な人員を配置し、在庫管理や支払い、売上金管理などの運営管理を行うこと。会場における販売方法については、クレアパリ及び会場担当者との調整を行うこと。(受託者が会場内に販売用スペース・キャッシャー等を手配して販売することを想定。)
  - 二 来場者からの感想、意見等を取りまとめフィードバックすること。感想等については参加自治体の事業者毎かつ出展品の種類毎に作成すること。
  - 三 期間中の展示に係る傷害及び破損・盗難を含めた賠償責任について、保険に加入するなど適切に対応すること。
  - 四 期間中に盗難・破損等にあわないように十分に注意すること。期間中に販売品の盗難・破損等があった場合は、販売額相当を補填すること。
- (9) 販売品毎の表示ツールの作成・印刷等
- 一 販売品毎の POP、値段表等をフランス語で作成し、来場者に分かりやすく表示すること。
- (10) 売上金及び在庫販売品の処理
- 一 売上金については、クレアパリに報告の上、参加自治体(又は事業者)の指定する入金先に入金する。
  - 二 クレジットカード決済手数料は参加自治体(又は事業者)が負担する。
  - 三 入金に係る費用は受託者が負担する。
  - 四 期間終了後の在庫販売品については、必要に応じ日本への輸出手続きを行うこと。
- (11) フランス及び日本への出展品等の搬送
- 一 参加自治体(又は事業者)に対し、出展品等の輸出入ルート選定、スケジュール管理等フランスへの輸出入に必要な調整を行うこと。
  - 二 必要に応じ、参加自治体(又は事業者)に対し、カルネ品及び輸出入に係る手続き(輸出入に必要な項目、証明書含む)及び輸送保険料について説明・アドバイス

を行うこと。

三 日本からフランスへの輸出入に係る経費（輸送費、輸送保険料等）については、参加自治体（又は事業者）が負担する。同経費については、必要に応じて受託者が立替払いを行い、企画展終了後に指定する請求先（参加自治体又は事業者）に請求すること。

四 原則、ユーロでの請求とするが、海外送金できない参加自治体（又は事業者）については、日本口座への送金を受け付けること。

五 企画展終了後、在庫数等をクレアパリに報告するとともに、日本への輸出手続き、参加自治体への返送処理を行うこと。

(12) ヴェルニサージュの実施

一 企画展初日（予定）に開催するヴェルニサージュに係る飲食類を調達・提供し、司会進行・受付・会場案内・通訳手配等の運営を行うこと（100名程度の参加予定）。また、招待客に渡すお土産の手配をすること。なお、会場使用料は主催者であるクレアパリの負担とする。

開催場所：パリ日本文化会館レセプションルーム

二 クレアパリと協議の上選定した招待客に案内状（電子媒体可）を送付すること。

三 案内状発送者及び来場者についてはリストを作成して報告書に含めること。

四 実施内容は、クレアパリと協議の上決定すること。

(13) その他

一 上記に記載のない事項については、クレアパリと協議の上、決定・解決すること。

2 地方会場（コルマル見本市会場）での展示販売に関する業務

(1) 会場の設置運営、出展料の支払い等

一 上記Ⅳの1に係る業務のうち、(1)から(5)、(6)三、及び(7)から(10)の業務を行うこと。なお、会場におけるブースについてはクレアパリにおいて確保済みであるが、設置運営にあたっては出展者と十分に調整を行うこと。また、会場の展示台、備品、鍵付きロッカー、絨毯および照明等の設備（(5)の一関係）については、開催スペースに合わせて必要数を手配・調整し、適切に配置すること。

二 地方展会場（コルマル旅行博）におけるブース出展料（税込 4,050.00 ユーロ）の支払い、および前項一に係る一切の費用は本業務委託費に含めるものとし、見積明細書にその内訳を明記すること。

(2) パリと地方展の開催都市間の出展品等の搬送

一 パリと地方展の開催都市間の出展品の輸送に必要な調整を行うとともに、必要に応じて輸送中の展示品への損傷等に対応する保険に加入すること。

二 地方展終了後、在庫数等をクレアパリに報告するとともに、在庫販売品については、パリへの返送手続きを行うこと。

(4) その他

一 上記Ⅳの1(13)に準ずる。

### 3 広報に関する業務

#### (1) 広報の実施

- 一 日ごろ会場に足を運んでいないような日本の伝統工芸に関心を持つフランス人等をターゲットとする、訴求効果の高い広報ツールを活用した広報の実施。
- 二 クレアパリ事務所 Facebook ページ等を活用して広報活動を行い、広く企画展の開催を周知すること。
- 三 企画展等開催前に、フランス及び在仏日本メディア等へプレスリリースを行うこと。
- 四 広報内容について、実施前にクレアパリと協議し承認を得ること。
- 五 広報（リーフレット、パリ日本文化会館 Broschüre・HP）には、企画イベントの内容を含めること。

#### (2) 会場配布用リーフレットの作成、印刷等

- 一 会場配布用リーフレットのフランス語翻訳、デザイン、作成・印刷、PDF データへの変換・納品、指定場所への配達を行うこと。  
⇒リーフレット：A4サイズ（中綴じ、20 ページ程度＜最低でも各自治体 1 ページ掲載＞、全カラー）×1,000 部
- 二 リーフレットに記載する文言（フランス語）については、クレアパリと協議の上決定すること。

#### (3) 広報用写真の撮影及び提供

- 一 パリ展及び地方展の開催期間中、会場の様子を撮影し、撮影した写真データをクレアパリに提供すること。

### 4 その他

以下の事項を含む報告書（電子媒体）を企画展等終了後すみやかに提出し、クレアパリの承認を得ること。なお、報告書の作成にあたっては、以下の事項を会場別に把握できる構成に留意すること。

- 一 企画展期間中の会場等の写真（参加自治体毎に撮影）
- 二 出展品に関する販売員や来場者の反応等（参加自治体の事業者毎）
- 三 売上データ（出展品毎の売上点数、売上金額等）
- 四 広報実績

## V 支払い

受託者からの報告書提出後、クレアパリは履行確認の上、精算払いを行う。但し、受託者の資力を勘案し、必要に応じ一般財団法人自治体国際化協会契約事務に関する規則第5条の規定に基づく概算払いを可能とする。

## VI その他

- (1) 本業務の実施にあたっては、フランス政府や開催場所を所管する地方自治体、開催場所であるパリ日本文化会館等が規定する法令や基準等を順守すること。
- (2) 本仕様書の実施に伴い発生した成果物が著作権法（昭和 45 年法律第 48 号）第 2 条第 1 項第 1 号に規定する著作物（以下「著作物」という。）に該当する場合には、当該著作物に係る著作権（著作権法第 21 条から第 28 条までに規定する権利をいう。）について、この委託業務の完了又は廃止の承認の日をもって、クレアパリに無償で譲渡するものとする。

なお、上記により著作権を受託者からクレアパリに譲渡する場合において、当該著作物を受託者が自ら創作したときは、受託者は、著作者人格権を行使しないものとし、当該著作物を受託者以外の第三者が創作したときは、受託者は、当該第三者が著作者人格権を行使しないように必要な措置をとるものとする。

成果物に第三者が権利を有する著作物（以下、「既存著作物」という。）が含まれている場合は、クレアパリが特に使用を指示した場合を除き、当該著作物の使用に必要な費用の負担及び使用承諾契約にかかわる一切の手続を行うこと。この場合、受託者は当該契約等の内容について事前にクレアパリの承諾を得ることとし、クレアパリは既存著作物について当該許諾条件の範囲内で使用するものとする。

本仕様書に基づく作業に関し、第三者との間に著作権にかかわる権利侵害の紛争等が生じた場合は、当該紛争の原因が専らクレアパリの責めに帰す場合を除き、受託者の責任、負担において一切の処理をすること。この場合、クレアパリはかかわる紛争等の事実を知った時は受託者に通知し、必要な範囲で訴訟上の防衛を請負者にゆだねる等の協力措置を講ずるものとする。

- (3) 業務に必要なデータは書面または電子データで提供する。なお、データの取扱いについては、以下に留意すること。

- 一 クレアパリから提供するデータについては、業務委託の目的の範囲内でのみ使用し、許可なく複写・複製、及び外部への持ち出しを禁ずる。
- 二 クレアパリの提供するデータには個人情報が含まれているため、その内容を外部に漏洩・開示してはならない。また、その取扱い及び管理には厳重に注意すること。
- 三 個人情報のセキュリティに関わる事件・事故が発生した場合には、速やかにクレアパリに報告を行うこと。
- 四 受託者は、クレアパリと EU における一般データ保護規則（General Data Protection Regulation:GDPR）を踏まえた個人情報の取り扱いに留意すること。受託者が同規則に違反し、または重大な過失により相手方に損害を与えた場合には、法律上の賠償責任に基づき補償を行うものとする。
- 五 不要となった個人情報については、本業務の委託期間終了後、速やかに廃棄し、クレアパリに報告すること。また、個人情報を廃棄する際には、個人情報が記録された書類、記録媒体等をシュレッダーで破壊した後に廃棄するなど、適切な措置を講ずること。
- 六 個人情報の機密保持に関しては、その効果は永続的に存続するものとする。

- (4) 業務の性質上再委託をすることがやむを得ない場合には、クレアパリの事前承認を条件に再委託を認める。業務の再委託が予定されている場合は、企画提案書に、その再委託予定業務内容、再委託先企業名等を記入すること。
- (5) 実施する業務内容の変更や一部中止等に伴い仕様、数量等が変更となった場合、受託者は柔軟に対応するとともに、クレアパリと協議のうえ、変更契約を締結すること。
- (6) 仕様書に沿った手配がなされていない等の受託者側の不適切な対応が原因で、本事業の運営に何らかの支障が生じるとクレアパリが判断した場合には、受託者の責任において速やかに改善を図ること。また、改善が認められない場合には、契約の一部または全部を解除し、損害賠償を請求する。なお、このために必要な追加経費は、クレアパリは、一切負担しない。
- (7) フランス政府や開催場所を所管する地方自治体等の指示や要請、また開催場所を含む地域の状況などを考慮した上で、クレアパリが日程の延期または中止を判断した時は、クレアパリと受託者の協議の上で本契約を解除又は変更することができる。なおその場合において、受託者が既に負担した費用については、クレアパリと協議の上で金額を確定し、支払うものとする。
- (8) 本仕様書の内容について疑義が生じた場合、または本仕様書に明記のない事項については、クレアパリと受託者で協議を行い、決定・解決するものとする。